

一般社団法人日本健康食品工業会  
定款

# 一般社団法人 日本健康食品工業会 定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

- 1 この法人は、一般社団法人日本健康食品工業会（以下「本会」という。）と称する。
- 2 本会の英文名は、Japan Dietary Supplements CDMO Association と表示し、JDSCA と略称する。

### 第2条（事務所）

- 1 本会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。
- 2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

本会は、健康食品の受託開発製造を業とする事業者が結集し、健康食品の受託製造業界に係る諸制度をはじめ受託製造業界における国内外にわたる基本的な諸課題の解決に取り組むとともに、受託製造に係る健康食品の安全性の向上及び我が国における健康食品の受託製造業の健全な発展を図り、もって国民生活の健康及び福祉増進に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

- 1 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 1 健康食品の受託製造業界に関する諸制度及び健康食品の受託製造業界における国内外にわたる基本的な諸課題について、調査研究及び関係機関への意見具申を行うこと。
  - 2 健康食品の受託製造業界及び本会の事業活動に関する広報活動を行うとともに、国内外の産業経済団体と緊密に連携すること。
  - 3 受託製造に係る健康食品の安全性に関する調査研究及びその推進のための提言及び意見具申を行うこと。
  - 4 受託製造に係る健康食品の安全性に関する研修、セミナーその他の勉強会

等の企画及び開催を行うこと。

- 5 健康食品の受託開発製造を業とする事業者及び当該事業者に所属する従業員の相互扶助及び福祉増進に資する事業活動を行うこと。
  - 6 本会の活動内容及び実績を知らしめるために広報活動を実施すること。
  - 7 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## **第3章 会 員**

### **第5条（法人の構成員及び会員の構成）**

- 1 本会は、本会の目的に賛同する法人若しくは団体（以下「事業者等」という。）又は個人であって、第6条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。
- 2 本会の会員は、次の3種とする。
  - (1) 正会員 自ら健康食品の受託開発製造を主たる業とする事業者等であって、本会の目的に賛同した者をいう。
  - (2) 賛助会員 健康食品の製造に関連する業務を業とする事業者等（前号に該当する事業者等を除く。）であって、本会の事業を賛助するために入会した者をいう。
  - (3) 名誉会員 本会に功労があった法人若しくは団体又は学識経験者の中から社員総会において推薦された事業者等又は個人をいう。
- 3 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

### **第6条（入会）**

- 1 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、本会所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の承認を得た時に正会員又は賛助会員となる。
- 3 正会員は、代表権を有するものの中から、本会に対して権利を行使する代表者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

### **第7条（入会金及び会費）**

- 1 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

い。

## 第 8 条（届出）

会員は、次の各号のいずれかの事項が生じたときは、直ちにその旨を会長に対して届け出なければならない。

- (1) 法人又は団体の名称の変更
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地の変更
- (3) 指定代表者の変更

## 第 9 条（任意退会）

会員は、理事会において別に定める本会所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 第 10 条（除名）

1 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、本会は、当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の日から1週間前までに、その旨を通知するとともに、当該社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名の決議がされたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

## 第 11 条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散し、若しくは破産手続開始決定があったとき。
- (4) 第5条第2項に規定する会員資格を欠いたとき。

## 第 12 条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

1 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を喪失し、その義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失した場合であっても、本会は、既に支払を受けた入会金、会費その他の拠出金品を返還しない。

### 第 13 条（会員名簿）

本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第 4 章 社員総会

### 第 14 条（構成）

- 1 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

### 第 15 条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事及び会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

### 第 16 条（開催）

本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

### 第 17 条（招集）

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### 第 18 条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

## 第 19 条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

## 第 20 条（決議）

- 1 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
  - (6) 基本財産の処分
  - (7) その他法令又はこの定款で定める事項

## 第 21 条（書面等による議決権行使）

- 1 本会は、社員総会の招集にあたり、理事会の決議に基づき、社員総会に出席しない正会員が、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使できるものとすることができる。
- 2 前項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

## 第 22 条（代理）

社員総会に出席することができない正会員は、代理人（当該正会員の指定代表者以外の役職員 1 名又は他の正会員 1 名に限る。）に対して議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、会長に対し、社員総会ごとに代理権を証明する書類を提出しなければならない。

## 第 23 条（決議及び報告の省略）

- 1 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

## 第24条（議事録）

社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

### 第25条（役員の設定）

- 1 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上5名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長、2名以内を専務理事とする。
- 3 会長を一般法人法上の代表理事とする。
- 4 専務理事を一般法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

### 第26条（役員を選任）

- 1 理事は、社員総会の決議によって、正会員が指定した指定代表者の中から選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 4 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### 第27条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定める順位に従い、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

### 第28条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告

を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### 第29条（役員任期）

- 1 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項に規定する理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### 第30条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

### 第31条（報酬等）

- 1 理事及び監事に対し、報酬等として、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

### 第32条（取引の制限）

- 1 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
  - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

### 第33条（責任の一部免除又は限定）

- 1 本会は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

### 第34条（相談役及び顧問）

- 1 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。
- 2 相談役及び顧問は、本会の学識経験者の中から理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応え、本会の運営に関して意見を述べるができる。
- 5 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第6章 理事会

### 第35条（構成）

- 1 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### 第36条（権限）

- 1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
  - (4) 相談役及び顧問の選任及び解任
  - (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
  - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制

の整備

(6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

### 第37条（開催）

- 1 定時理事会は、年4回以上開催する。
- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

### 第38条（招集）

- 1 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

### 第39条（議長）

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

### 第40条（決議）

- 1 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

### 第41条（決議の省略）

前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### **第42条（報告の省略）**

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

#### **第43条（議事録）**

理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### **第44条（理事会規則）**

理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## **第7章 基金**

#### **第45条（基金の拠出）**

本会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

#### **第46条（基金の募集等）**

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

#### **第47条（基金の拠出者の権利）**

基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

#### **第48条（基金の返還の手続）**

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

#### **第49条（代替基金の積立て）**

基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第8章 会 計

### 第50条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

### 第51条（事業計画及び収支予算）

- 1 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて執行することができる。この場合における収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### 第52条（事業報告及び決算）

- 1 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### 第53条（剰余金の不分配）

本会は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

### 第54条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議

決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

#### **第55条（合併等）**

本会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

#### **第56条（解散）**

本会は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散する。

#### **第57条（残余財産の帰属）**

本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### **第10章 委員会**

#### **第58条（委員会）**

- 1 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の組織、運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

### **第11章 事務局**

#### **第59条（事務局）**

- 1 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局長及び重要な職員の任免は、会長が理事会の承認を得てこれを行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 1 2 章 公告の方法

### 第 6 0 条（公告の方法）

本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 1 3 章 附 則

### 第 6 1 条（最初の事業年度）

本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から令和 7 年 1 2 月末日までとする。

### 第 6 2 条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	岐阜県岐阜市加納桜田町一丁目 1 番地
設立時社員	アピ株式会社 代表取締役 野々垣 孝 彦
住 所	静岡県駿河区豊田三丁目 6 番 3 6 号
設立時社員	株式会社 A F C - H D アムスライフサイエンス 代表取締役 浅 山 雄 彦
住 所	山梨県南巨摩郡南部町南部 7 7 6 4 番地
設立時社員	アリメント工業株式会社 代表取締役 小 泉 達 也
住 所	静岡県富士市厚原 1 4 6 8
設立時社員	三生医薬株式会社 代表取締役 今 村 朗

### 第 6 3 条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。